

②

令和5年度 5月補正予算(案)の概要

令和5年5月12日



静岡市

令和5年度5月補正予算(案)の概要

1 ポイント

- 国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民生活を支援
- 物価高騰に対する速やかな支援を実施するため、4月補正の子育て世帯への給付金に引き続き、5月補正においても「市民生活への支援」のための予算を編成
- 具体的には、給付金による「低所得世帯への支援」や、給食費の負担軽減による「子育て世帯への支援」のほか、モバイル決済サービスを活用したポイント還元などによる「消費活動の維持への支援」を実施

2 予算規模

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正予算額	補正後の額
一般会計	352,427,800	3,640,900	356,068,700
特別会計	244,669,200		244,669,200
企業会計	79,542,000		79,542,000
合 計	676,639,000	3,640,900	680,279,900

3 補正額一覧表

一般会計

(単位:千円)

区 分	補正前の額	補正予算額	補正後の額	
民生費	118,891,899	2,520,900	121,412,799	
商工費	6,856,350	880,000	7,736,350	
教育費	45,434,723	240,000	45,674,723	
その他	181,244,828		181,244,828	
歳 出 合 計	352,427,800	3,640,900	356,068,700	
同 上 財 源	国庫支出金	66,561,367	3,640,900	70,202,267
	その他	285,866,433		285,866,433
歳 入 合 計	352,427,800	3,640,900	356,068,700	

4 事業の概要

(1) 一般会計

◎は新規事業、○は拡充事業、☆は臨時的事業

(単位:千円)

施策・事業	予算額 ()内は、 補正前予算額	内容等
1 低所得世帯への支援		
☆ 電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金給付事業 (福祉総務課)	2,495,000 (0)	(事業内容) 物価高騰による負担感が大きい低所得の世帯に対し、生活への影響を緩和するため、給付金を支給 ・支給額 1世帯あたり3万円 ・支給対象 約75,500世帯 ①令和5年度住民税非課税世帯 約75,000世帯 ②令和5年1月以降の家計急変世帯 (①以外の世帯で、家計が急変し、住民税非課税世帯と同じ水準の収入の世帯) 約500世帯 ・申請手続 ①の世帯 市から発送される確認書を返送 ②の世帯 窓口・ホームページにある申請書を提出 ・申請期間 令和5年7月下旬～9月末(予定) ・支給時期 令和5年8月上旬～(予定) 【特定財源】 臨時交付金 2,495,000
2 子育て世帯への支援		
☆ 市立小中学校給食費 負担軽減事業 (学校給食課)	240,000 (0)	(事業内容) 保護者に価格転嫁することなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を提供するため、食材料費高騰分の経費を全額負担 ・負担金交付先 静岡市学校給食会等 ・対象児童数 小学校83校 30,511人 対象生徒数 中学校43校 14,566人 【特定財源】 臨時交付金 240,000
☆ 市立こども園給食費 負担軽減事業 (こども園課)	25,900 (853,242)	(事業内容) 保護者に価格転嫁することなく、これまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を提供するため、食材料費高騰分の経費を増額 ・対象園児数 51園 3,630人 (※外部搬入方式の園を除く) 【特定財源】 臨時交付金 25,900

◎は新規事業、○は拡充事業、☆は臨時的事業

(単位:千円)

施策・事業	予算額 ()内は、 補正前予算額	内容等
3 消費活動の維持への支援		
☆ モバイル決済サービス ポイント還元事業 (産業政策課)	680,000 (0)	(事業内容) 物価高騰の影響を受けている市民の日常的な消費活動を支援するため、モバイル決済サービス事業者と連携したポイント還元キャンペーン(第4弾)を実施 ・対象店舗 市内中小店舗(コンビニを含む)約10,000店舗(想定) ・実施期間 令和5年8月1日から10月31日までの3か月 ・還元率 1回あたり支払額の10%(上限1,000ポイント) ・上限額 期間中1か月あたりの還元上限額5,000ポイント ※期間合計15,000ポイント上限 【特定財源】 臨時交付金 680,000
☆ お買い物クーポン 発行事業費助成 (商業労政課)	200,000 (0)	(事業内容) 物価高騰の影響を受けている市民の日常的な消費活動を支援するため、商店街団体等が実施する買い物クーポン発行による値引に対する助成 ・対象者 商店街団体又は商業者10者以上で構成する団体 ・対象事業 各団体におけるクーポン発行による値引き(10~20%以内で値引率を設定) ・実施期間 令和5年10月~12月(予定) ・補助率 値引相当額 10/10 事務経費 2/3(上限100万円) ・上限額 次のいずれか少ない額 ①構成員店舗数×10万円 ②700万円 【特定財源】 臨時交付金 200,000